

# 総合振込規定

令和2年 7月10日改正  
令和2年10月 1日施行

## 1. (振込指定項目の届出)

総合振込のお取扱いにあたっては、あらかじめ振込方法、振込日、振込先金融機関名・支店名、振込先科目・口座番号、受取人名等をご指定のうえ当金庫へお届けください。

## 2. (総合振込依頼書の提出期限)

当金庫所定の総合振込依頼書に振込金額等をご記入のうえ、振込指定日の5営業日前から前営業日の午前11時まで（ただし、給与の振込は、振込指定日の5営業日前から2営業日前の午前11時まで）にご提出ください。上記期限までにご提出のない場合は、お取扱いできません。

## 3. (振込指定日)

当金庫非営業日（土曜日、日曜日、祝日、年末・年始等）は、振込指定日としてご指定いただけません。

## 4. (資金決済)

振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下、「振込資金等」といいます。）は、総合振込依頼書のご提出時に指定預金口座にご入金ください。

## 5. (指定預金口座からの引落とし)

振込資金等を、契約者があらかじめ指定した預金口座より引き落とす場合には、支払口座の預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および払戻請求書の提出を不要とします。

## 6. (振込処理の遅延)

記載相違等の不備による照会、および通信機器、回線の障害などやむを得ない事由によって振込が遅延することがあっても当金庫は責任を負いません。

## 7. (振込の取消)

当金庫が振込処理をしたものについては、取消ができないものとします。

## 8. (届け出内容の変更及び指定項目の取消)

届け出内容を変更する場合および第1条による指定項目を取消する場合には、振込依頼書に変更後の内容または、取消の記載をしてください。

なお、お届け前の振込については、当金庫はその責任を負いません。

9. (手数料等)

- (1) 総合振込の利用には、当金庫の店頭に掲示する基本手数料をお支払いいただきます。
- (2) 総合振込を利用する場合は、当金庫の店頭に掲示する振込手数料をお支払いいただきます。
- (3) 振込取引の組戻しを行った場合は、当金庫の店頭に掲示する組戻手数料をお支払いいただきます。
- (4) 基本手数料の引落口座は契約者があらかじめ指定した預金口座とします。

10. (解約)

- (1) 指定預金口座が解約された場合、この契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。
- (2) この契約は、当事者の一方の都合で書面によりいつでも解約することができます。  
また、1年以上にわたりこの契約による振込が発生しない場合、当金庫はあらかじめ書面で通知のうえ、この契約を解約することができるものとします。

11. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上